

春日井市都市景観アドバイザー要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民、事業者等に対し、都市景観を構成する要素の具体的な計画及び設計について専門的な立場から助言及び指導を行う都市景観アドバイザーに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 春日井市都市景観条例（平成6年春日井市条例第23号。以下「条例」という。）第8条に規定する都市景観基本計画に基づき、すぐれた都市景観の形成を図るため、都市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第3条 アドバイザーは、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 建築物又は広告物等の都市景観に調和したデザインの相談に関すること。
- (2) 条例第17条第1項の規定に基づく都市景観形成地区内の行為の届出における助言及び指導に関すること。
- (3) 条例第22条第1項の規定に基づく大規模建築物等の届出における助言及び指導に関すること。
- (4) その他都市景観の形成に関すること。

(委嘱)

第4条 アドバイザーは、人格が高潔で、都市景観に関して専門知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 アドバイザーの定数は、若干名とする。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、アドバイザーの任期は、最初の委嘱の日

から起算し、原則として4年を超えることができない。

(職務の方法)

第6条 アドバイザーは、第3条に規定する職務を次の方法により行う。

- (1) 市長が別に定める会議における助言等
- (2) 市長の求めに応じ、前号の会議によらず行う助言等

(報償)

第7条 アドバイザーの報償の額は、次の各号の職務の方法の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に規定する方法 1日当たり18,000円
- (2) 前条第2号に規定する方法 1日当たり5,000円

(解職)

第8条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

- (1) アドバイザーとしての適格性を欠く場合
- (2) 予算の減少その他の理由により、設置の必要性がなくなった場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。